

令和7年
5月

交番だより

市川警察署
地域課移動交番係
047-370-0110

～5月は自転車月間です～

期間：令和7年5月1日(木)～5月31日(土)までの間
昨年11月に改正道路交通法が施行され、自転車の危険な運転に対する罰則が整備されました。

- ・運転中のながらスマホ
(スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為)
- ・酒気帯び運転及び幫助
(自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供)

**自転車のルール違反による
交通事故が後を絶ちません！
今一度、自転車のルールについて再確認し、安全に利用しましょう！**

**自転車の事故は頭のケガが致命傷になり亡く
なれる方が多く、頭を守ることが大切です。
大人も子供もヘルメットを着用しましょう！！**

危険！迷惑！「ながら運転」



自分勝手な運転は、周りの人に迷惑をかけていて冷やかな目で見られていますよ！！

◆痴漢・盗撮に気をつけましょう！！◆

進学・就職で毎日電車を利用する方、またこれからの季節薄着になる方も増えていくと思われます。

★痴漢・盗撮被害に遭わないために以下のことに気をつけましょう！！

- ・混んでいる車両・混むドア付近は避ける！
- ・女性を不必要に見たり、後ろからついていく男性に注意！（痴漢は車両に乗り込む前から相手を狙っています。）
- ・バッグなどをうまく利用しましょう！被害に遭ったら大声で叫びましょう！！ハッキリと「痴漢！！」「やめてください！！」と自分の意思を伝えましょう！！
- ・痴漢アプリの活用も有効です！



市川警察署事件発生状況

主な事件	R7.3月中
自転車盗	43件
器物損壊	10件
住居侵入等 (未遂含む)	19件
車上ねらい	6件

～市川警察署からの一言～

市川警察署管内では自転車盗の被害が多発しています。

被害に遭った方の大半は、無施錠で被害に遭っています。

自転車を止める際は、必ず施錠をしましょう！その他、市販のワイヤー錠をするなど、『ツーロック』をして防犯性を向上させ盗難被害を防ぎましょう！